

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県税条例施行規則の一部改正
- 鳥取県農業改良資金利子補給規則
- 鳥取県農業改良資金債務保証規程
- 鳥取県農業改良資金貸付規程

規則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年七月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第五十一号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則(昭和二十九年六月鳥取県規則第

二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第六十五条、」の次に「第八十八条の五、」を加える。

第七条の次に次の一条を加える。

(県民税の所得割の課税総額算定額の承認申請書)

第七条の二 市町村は、条例第三十三条第四項の規定による県民税の所得割の算定課税総額について知事の承認を受けようとするときは、第九号の二様式による承認申請書を提出しなければならない。

第十一条を次のように改める。

(娯楽施設利用税、遊興飲食税及び軽油引取税の特別徴収義務者の指定及び登録手続)

第十一条 所長は、条例第八十一条第二項又は第九十七条第三項若しくは第四百四十二条第二項の規定によつて特別徴収義務者を指定したときは、第十三号様式による特別徴収義務者指定書により通知しなければならない。

2. 所長は条例第八十二条、第一百条又は第四百四十四条の

規定による特別徴収義務者の登録申請書を受理したときは、第十四号様式による娯楽施設利用税特別徴収義務者登録簿、遊興飲食税特別徴収義務者登録簿及び軽油引取税特別徴収義務者登録簿を備え、これを整理しななければならない。

第十五条を次のように改める。

(条例第九十四条の三の規定による申告に伴う手続)

第十五条 所長は、条例第九十四条の三第四項の規定による通知をするときは、第十三号の二様式による指定書を交付しなければならない。

② 所長は、条例第九十四条の三第四項の指定をしたとき及びその場所に該当しないこととなつたときは、遊興飲食税特別徴収義務者登録簿にその旨を記載しななければならない。

第十七条を次のように改める。

(免税軽油使用者証整理簿)

第十七条 所長は、条例第四百四十六條第一項の規定により免税軽油使用者証を交付する場合には、第二

十六号様式による免税軽油使用者証整理簿を備え、そのつどこれを整理しなければならない。

第十七条の次に次の一条を加える。

(免税証整理簿)

第十七条の二 所長は、条例第四百四十七條第四項の規定により免税証を交付する場合には、第二十六号の二様式による軽油引取税免税証整理簿を備え、そのつどこれを整理しなければならない。

第二十条中「又は法第七十三条の二十五第一項」を、「法第七十三条の二十五第一項、法第二百二十二條の第二項又は法第七百條の二十一第一項」に改める。

第十三号の様式

昭和 年 月 日 県税事務所長 氏 名 印	右の場所は地方税法第百十四条の四第一項の規定に 該当する場所であることを指定する。	経営場所の種類 商号 所在地 経営者氏名	第 号 指 定 書

第十三号様式の次に次の様式を加える。

第十四号様式

娯楽施設利用税特別徴収義務者登録簿

登録年月日	交付証票番号	経営施設又は借り受けた施設 期間商号所在地	抹消年月日	証票返納年月日	住所	氏名	摘要

第十四号様式を次のように改める。

備考 常設分と臨時分とは別口座で取扱うものとする。

第十三号様式

税特別徴収義務者指定書	
施設場所営業所	種類
	所在地
	商号及び氏名 又は名称
<p>上記の施設、場所、営業所における特別徴収義務者として何某を登録しているが鳥取県税条例第 条第 項の規定により同人の外費殿を特別徴収義務者として指定したから通知します。なお地方税法第 条及び鳥取県税条例第 条による登直録をちに申請して下さい。</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>住所又は居所 殿 氏名又は名称</p> <p>県税事務所長 氏 名 印</p>	

第十三号様式を次のように改める。

規則

鳥取県農業改良資金利子補給規則をここに公布する。

昭和三十一年七月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第五十二号

鳥取県農業改良資金利子補給規則

(利子補給)

第一条 県は、鳥取県農業改良資金債務保証規程(昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十一号)に定めるところにより債務の保証を行う場合において当該保証に係る施設資金を貸し付ける農業協同組合(以下「農協」という。)に対し、この規則の定めるところにより当該施設資金に係る利子補給金を交付する。

第二条 前条の利子補給の対象となる施設資金の種類及び利子補給率は次の表のとおりとする。

施設資金の種類	利子補給率
一 耕作用トラクターの取得に要する資金	年二分二厘
二 たい肥舎の造成に要する資金	年二分二厘
三 畜舎の造成に要する資金	年二分二厘
四 サイロの造成に要する資金	年二分二厘
五 土地改良事業に要する資金	年五分五厘

(利子補給契約書)

第三条 第一条の利子補給についての契約は知事が当該農協との間に締結する利子補給契約書によつて行うものとする。

(利子補給の額)

第四条 第一条の規定により交付する利子補給金の額は、毎会計年度四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに第二条の表の上欄に掲げる各施設資金について、その期末における融資残高(期間中途の融資額を除く。)に対してはその期間、当該期間内に行つた融資については、

その融資の日から期末までの期間及び当該期間に償還期限の到来した融資については、その期首からその償還期限到来までの期間につき、それぞれ同表の下欄に掲げる当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(利子補給金の支払)

第五条 県は、農協が利子補給の請求があつた場合において知事が適当であると認めるときは、二十日以内にこれを支払うものとする。

(報告の徴収)

第六条 農協は、知事が当該農協の行つた第一条の利子補給に係る融資に関する報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県告示第三百二十一号

鳥取県農業改良資金債務保証規程を次のとおり定める。

昭和三十一年七月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県農業改良資金債務保証規程

(債務の保証)

第一条 県は、農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和三十一年政令第百三十一号)の定めるところによるほか、この規程の定めるところにより農業者又はその組織する団体(以下「農業者等」という。)が農業協同組合(以下「農協」という。)から施設資金を借り受けることにより当該農協に対して負担する債務を保証する。

(基金の管理方法)

第二条 法第十九条の基金(以下「債務保証基金」という。)は鳥取県信用農業協同組合連合会(以下「県信連」という。)その他の金融機関に預金するほか、他に運

用しないものとする。
(施設資金の種類及び条件)

第三条 県の保証に係る施設資金の種類及び借入条件は次の表のとおりとする。

施設資金の種類	利率	償還期間	据置期間
一 水田水口冷水被害防止施設の造成に要する資金	年一割五厘以内	三年以内	なし
二 耕作用トラクターの取得に要する資金	年八分三厘以内	五年以内	一年
三 病虫害防除用動力機具の取得に要する資金	年一割五厘以内	五年以内	一年
四 畜力農機具の取得に要する資金	年一割五厘以内	五年以内	一年
五 果樹又は野菜の給水施設の取得又は造成に要する資金	年一割五厘以内	五年以内	一年
六 簡易かんがい、排水施設の取得又は造成に要する資金	年一割五厘以内	五年以内	一年
七 飼料用動力カッターの取得に要する資金	年一割五厘以内	五年以内	一年
八 たい肥舎の造成に要する資金	年八分三厘以内	七年以内	一年
九 畜舎の造成に要する資金	年八分三厘以内	七年以内	一年
十 サイロの造成に要する資金	年八分三厘以内	七年以内	一年
十一 農林大臣の定める規模をこえない規模の土地改良事業に要する資金	年五分以内	十年以内	一年

(被保証人の資格)

第四条 被保証人たる資格を有する者は、農業者又は次に掲げる条件をあわせ有する農業者の組織する団体とする。

一 農業の改良又は生産を共同又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて実体的活動をする。

現に行つてゐるものであること。

二 団体の規模が農業改良普及事業の対象として適当と考へられる大きさであること。

三 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定を有すること。

(保証の金額の合計額の最高限度)

第五条 保証金額の合計額は、その保証、残高につき、債務保証基金の額の七倍をこえることができない。ただし、第十七条の規定により代位弁済をしたときはこの限りでない。

2 前項ただし書の場合には、県の保証に係る債務の金額の合計額が債務保証基金の額の七倍の範囲内になるまでは、新たに保証することができない。

(保証債務の範囲)

第六条 県が保証する債務の範囲は、被保証人の借入に係る施設資金の元本及び約定利息とする。

(被保証人についての保証の金額の最高限度)

第七条 一被保証人についての保証の金額の最高限度は、

当該被保証人の借入に係る施設資金(当該施設資金に係る施設の改良、造成又は取得に要する経費の額の百分の八十以内とする。)の元本及び約定利息の百分の八十とする。

(債務保証の委託申請)

第八条 債務保証の委託申請は、県の保証を受けて農協から施設資金を借り受けようとする者が、借入申込の際に債務保証委託申請書(第一号様式の一、又は二)に事業計画書(第二号様式)を添え正副二通を当該農協を経由して知事に提出することにより行うものとする。

2 前項の債務保証委託申請書を受けた農協は、金融上の意見及び貸付契約書案をこれに附して正本を県信連に、副本を当該農協の地区を包含する区域をその担当区域とする農業普及事務所、畜業指導所又は耕地事務所に送付するものとする。

3 県信連は、金融上の意見を債務保証委託申請書に附して知事に送付するものとする。

(債務保証の決定)

第九条 知事は、前条第一項の債務保証委託申請書の提出を受けたときは、すみやかに前条第二項及び第三項の意見を参考として法第十六条の規定に該当するかどうかを審査し、保証することが相当であると認めたとときは保証する旨の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により保証する旨の決定をしたときは、債務保証書(第三号様式)を当該施設資金の貸付を行う農協に交付し、かつ、その旨を債務保証決定通知書(第四号様式)又は債務保証決定連絡書(第五号様式)により申請者及び県信連に通知するものとし、保証しない旨の決定をしたときは、その旨を申請者並びに当該農協及び県信連に通知するものとする。

(債務保証契約書)

第十条 農業者等が農協から施設資金を借り受けることにより当該農協に対して負担する債務の保証をするに ついての契約は、知事が当該農協との間に締結する債

務保証契約書によつて行うものとする。

(保証契約の締結)

第十一条 県の保証契約は、第九条第二項の債務保証書を当該貸付を行う農協に交付することにより締結するものとする。

(保証契約の変更)

第十二条 被保証人がやむを得ない事情により県の保証に係る債務の弁済期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)を変更し、引き続き保証を受けようとするときは、保証契約変更申請書(第六号様式)を当初の弁済期限の三十日前までに債権者たる農協を經由して知事に提出するものとする。

2 前項の保証契約変更申請書を受けた農協は、金融上の意見をこれに附して県信連に送付するものとする。

3 前項の保証契約変更申請書を受けた県信連は、金融上の意見をこれに附して知事に送付するものとする。

4

知事は第一項の保証契約変更申請書の提出を受けたときは、すみやかに、第二項及び第三項の意見を参考として変更するかどうかを審査し、変更する旨の決定をしたときは、保証契約変更書(第七号様式)を当該農協に交付し、かつ、その旨を債務保証契約変更決定通知書(第八号様式)又は債務保証契約変更決定連絡書(第九号様式)により被保証人及び県信連に通知するものとし、変更しない旨の決定をしたときは、その旨を被保証人、当該農協及び県信連に通知するものとする。

(被保証人の守るべき条件)

第十三条 県は、知事又は農協が次に掲げる事項のうち被保証人に対し請求したものの実行を農協又は知事に対し確約し、かつ、確実に実行すると認められる場合に限り保証を行うものとする。

一 連帯保証人を立てること。

二 被保証人及びその連帯保証人は、農協の要求に応じて米麦その他の農産物の販売による収入代金の代

理受領を当該農協に委任すること。

三 その他知事が必要と認めた事項

(被保証人の導入施設の管理方法等に対する指示)

第十四条 知事は、被保証人が第三条の施設資金をもつて導入した施設につき、その管理方法等に必要な条件を附し、その他適当な措置をとるべきことを指示することができる。

(導入施設の管理状況等の報告の徴収)

第十五条 知事は、必要があるときは、被保証人がその借入に係る第三条の施設資金をもつて導入した施設の管理状況等につき報告を徴することができる。

(農協の通知義務)

第十六条 農協は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を知事に通知しなければならない。

一 被保証人が期限の利益を喪失したため、農協が当該債務の弁済の請求をしたとき。

二、被保証人の負担する当該債務の全部又は一部の弁済を受けたとき。

(保証債務の弁済)

第十七条 県は、被保証人が施設資金の借入に係る債務の弁済期限到来の日又は、弁済期限の利益を失つた日から三箇月を経過してなおその債務の全部又は一部の履行をしない場合において当該貸付を行った農協から県に対して保証債務の弁済の請求があつたときは、債務保証基金をもつてこれを弁済するものとする。

2. 前項の請求は、債務の弁済期限到来の日又は被保証人が弁済期限の利益を失つた日から一年三箇月を経過した日以後においては、これを行うことはできない。

(求償権の行使方法)

第十八条 県は、保証債務を弁済したことにより、被保証人に対して求償権を取得したときは、遅滞なくその旨を当該債務者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知をしたときは、その者にその求償権の行使時期及び行使方法を呈示するものとする。

(違約金)

第十九条 県が第十七条の規定により農協に保証債務を弁済したときは、求償権の残高に対しその弁済の日から被保証人が納付を完了する日まで、それぞれ日歩四銭の割合の違約金を徴収するものとする。

(求償権の償却)

第二十条 県がその保証債務の弁済により取得した求償権は、その債務者(その者が団体である場合にはその団体を構成する農業者。以下同じ。)が次の各号の一に該当し、償却することがやむを得ないと認められる場合でなければ、その全部又は一部を償却することができない。

一、債務者が破産の宣告又は強制執行を受ける等の事由により当該債務の全部又は一部の弁済の見込がないと認められる場合

二、天災地変その他の事情により債務者がその農業経営に著しい損害を受け、当該債務の全部又は一部の

弁済見込がないと認められる場合

(報告の徴収)

第二十一条 農協は、知事が当該農協の行った県の保証に係る施設資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帖簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならぬ。

(事務の委託)

第二十二条 県は債務の保証に係る事務(債務の保証の決定及び保証契約変更の決定を除く。)の一部を県信連に委託することができる。

附 則

1 この規程は昭和三十一年七月二十四日から施行する。
2 昭和三十一年度においては、第五条第一項中「七倍」とあるのは「十五倍」と読み替えるものとする。

第1号様式の1

農業改良資金債務保証委託申請書

鳥取県	第	号
受理	昭和	年
鳥取県信	第	号
連	受理	昭和
〇〇	〇〇	農協
受	理	昭和
		年
		月
		日

下記施設資金を貴県の保証により〇〇農業協同組合から借り入れたく貸借契約書を添えて保証方を委託申請します。貴県の保証により借入れました上は、貴県の農業改良資金債務保証規程に定める事項を承諾し、誓って債務弁済の義務を履行致します。保証人は、保証委託申請者の〇〇農業協同組合に対する債務につき、保証の限度額の範囲内で保証委託申請者と連帯して保証するとともに、将来、貴県が取得することのある求償権についても保証を限度額の範囲内で保証委託申請者と連帯してその弁済の責に任じます。

なお、保証人は〇〇農業協同組合に対し、保証債務を弁済したときは、貴県に対し、その弁済に係る求償権を行使いたしません。

1 施設資金数の種類 (事業量)	(資金の種類)	(事業量)
2 所要資金額		円
3 借入申込金額		円
4 希望する償還期間	1年据置	〇年償還
5 借り受けようとする時期	昭和	年 月 日

鳥取県知事 殿 昭和 年 月 日

保証委託申請者

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

印

連帯保証人

	保証の限度額	氏名(印)	住所
1	円		
2	円		
3	円		
4	円		
5	円		
6	円		
7	円		
8	円		
9	円		
10	円		
合計	円		

(注) 1, 申請者が団体である場合には「団体に関する調書」を添付すること。
2, 連帯保証人が10名以上の場合は継続を用いること。

第1号様式の2

農業改良資金債務保証委託申請書

鳥取県	第	号
受理	昭和	年
鳥取県	第	年
連	昭和	年
通	第	月
受	第	日
理	第	日
受	第	日

下記施設資金を貴県の保証により〇〇農業協同組合から連帯して借り入れたく貸借契約書を添えて保証方を委託申請します。貴県の保証により借り入れましたうえは貴県の農業改良資金債務保証規程に定める事項を承諾し、〇〇農業協同組合に対して負担する債務はもちろん貴県が将来取得することのある求償権についても連帯してその弁済の責に任じます。

1 施設資金の種類 (事業量)	(資金の種類)	(事業量)
2 所要資金額		
3 借入申込金額		
4 希望する償還期間	1年据置	〇年償還
5 借り受けようとする時期	昭和	年
		月
		日

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○ ○ 殿 昭和 年 月 日

印	名	氏	所	住
				(1)
				(2)
				(3)
				(4)
				(5)
				(6)

(注) この様式は借受者が連帯して債務を負担する場合の様式である。

ロ、施設の利用による具体的な改善の見込(年次別増産量、収益、労力節減等)

3. 資金の調達方法

4. 施設の利用及び管理方法(共同利用施設のみ)

イ、保管場所

ロ、管理責任者名

ハ、維持修理費の調達方法

ニ、施設の利用計画

所要施設資金総額				円		
氏名	農業改良	農業改良資金以外の	その他借入 (その他の内訳等)	備考 (その他の先 借入等)	イ	ロ
	資金	借入金等				
	円	円	円			
合計	(イ)	(ロ)	イ)			

(注) 1、団体その他より当該施設に關し交付される補助金等については、その額を「その他の借入金等」に併記し「備考欄」に交付団体名等を記入する。 2、イ、ロ、イ)の資金の合計額が所要施設資金総額と一致すること。

5. 施設の導入造成の具体的内容

イ) 機械機具等については機種、銘柄、型式、馬力。台数、単価等

ロ) 建物、構造物等については規模、構造、必要資材量(付属資材を含む)坪当単価又は工事費の明細等

ハ) 土地改良、農道等については種類別事業量、必要資材量、工事費明細及び簡単な見取図(簡単な設計図)を記載する。

Blank area with vertical lines for text input.

第 3 号 様 式

債 務 保 証 書

保額決定番号 昭和 年 第 号

昭和 年 月 日

〇 〇 農 業 協 同 組 合

組 合 長 〇 〇 〇 〇 殿

鳥 取 県 知 事

〇 〇 〇 〇 團

貴農業協同組合の下記資金の貸付に関する債務を鳥取県債務保証規程及び貴農業協同組合との間の債務保証契約書の定めるところにより保証いたします。

記

施設資金の種類	
観付の相手方	
貸付金額	円
貸付利率	年 割 分 厘
貸付年月日	昭和 年 月 日
償還期限	年 月 日
据置期間	年
償還方法	支 払 期 日 金 額
(元 金 均 等)	第1回 年 月 日 円
	第2回 年 月 日 円
	第3回 年 月 日 円
	第4回 年 月 日 円
	第5回 年 月 日 円
その他の弁済条性	

第5号様式

債務保証決定連絡書

(文書番号) 第 号

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日付保証決定番号第 号により、〇〇農業協同組合に
 対する (被保証人氏名) の債務を下記の条件で保証することに決定したので通知
 致します。

昭和 年 月 日

鳥取県信用農業協同組合連合会長

〇 〇 〇 〇 殿

鳥取県知事 〇 〇 〇 〇 團

記

施設資金の種類													
貸付の相手方													
貸付金額	円												
貸付利率	年 割 分 厘												
貸付年月日	昭和 年 月 日												
償還期限	年 月 日												
据置期間	年												
償還方法 (元金均等)	<table border="1"> <tr> <th>支払期日</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>第1回 年 月 日</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>第2回 年 月 日</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>第3回 年 月 日</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>第4回 年 月 日</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>第5回 年 月 日</td> <td>円</td> </tr> </table>	支払期日	金額	第1回 年 月 日	円	第2回 年 月 日	円	第3回 年 月 日	円	第4回 年 月 日	円	第5回 年 月 日	円
支払期日	金額												
第1回 年 月 日	円												
第2回 年 月 日	円												
第3回 年 月 日	円												
第4回 年 月 日	円												
第5回 年 月 日	円												
その他の弁済条件													

第4号様式

債務保証決定通知書

保証決定番号第 号

昭和 年 月 日

(住所)

氏名又は名称及び代表者氏名 殿 (外 名)

鳥取県知事 〇 〇 〇 〇 團

年 月 日付をもって申請された下記施設資金の借入に係る
 債務の保証を決定致しましたから通知します。

記

施設資金の種類													
貸付の相手方													
貸付金額	円												
貸付利率	年 割 分 厘												
貸付年月日	昭和 年 月 日												
償還期限	年												
据置期間	年												
償還方法 (元金均等)	<table border="1"> <tr> <th>支払期日</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>第1回 年 月 日</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>第2回 年 月 日</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>第3回 年 月 日</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>第4回 年 月 日</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>第5回 年 月 日</td> <td>円</td> </tr> </table>	支払期日	金額	第1回 年 月 日	円	第2回 年 月 日	円	第3回 年 月 日	円	第4回 年 月 日	円	第5回 年 月 日	円
支払期日	金額												
第1回 年 月 日	円												
第2回 年 月 日	円												
第3回 年 月 日	円												
第4回 年 月 日	円												
第5回 年 月 日	円												
その他の弁済条件													

記

当初の償還方法

償還期限	年	月	日	
償還方法	支払期日			金額 円 円
	第1回	年	月 日	
	第2回	年	月 日	
	第3回	年	月 日	

変更後の償還方法

償還期限	年	月	日	
償還方法	支払期日			金額 円 円
	第1回	年	月 日	
	第2回	年	月 日	
	第3回	年	月 日	

変更の理由

.....

.....

.....

.....

.....

- (注) 1, 変更理由を証明する証明書を添付すること。
 2, 事業計画を変更する場合には変更した事業計画書を添付すること。

第6号様式

鳥取県	第	号
受理	昭和	年 月 日
鳥取県信連	第	号
受理	昭和	年 月 日
〇〇農協	第	号
受理	昭和	年 月 日

保証契約変更申請書

昭和 年 月 日

鳥取県知事

〇 〇 〇 〇 殿
住所

氏名又は名称及び
代表者氏名

さきに貴県の保証によと〇〇農業協同組合から次表の資金を借り入れましたが下記の通り償還方法を変更し、引き続き保証を受けたいので変更の承諾方を願います。

保証契約決定番号	昭和	年	月	日	施保第	号
施設資金の種類及び 員数(事業量)						
貸付金額						円
貸付利率	年	割	分	厘		
貸付年月日	昭和	年	月	日		
据置期間						年
償還期限						年

第8号様式

債務保証契約変更決定通知書

変更決定番号第 号

昭和 年 月 日

(住所)

氏名又は名称及び代表者氏名 殿 (外名)

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○ 印

昭和 年 月 日付保証決定番号第 号による債務保証書により
保証した貴殿の○○農協に対する債務につき昭和 年 月 日付で申請さ
れた償還方法の変更の件については下記の通り承諾し、引き続き保証致します。

記

当初の償還方法

償還期限	年	月	日	金額
償還方法	支払期日	金額		
	第1回 年 月 日	円		
	第2回 年 月 日	円		
	第3回 年 月 日	円		

変更後の償還方法

償還期限	年	月	日	金額
償還方法	支払期日	金額		
	第1回 年 月 日	円		
	第2回 年 月 日	円		
	第3回 年 月 日	円		

第7号様式

保証契約変更書

変更決定番号第 号

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日付保証決定番号第 号による債務保証書により
保証した(被保証人の氏名)の債務につき昭和 年 月付で貴農業協同組合か
ら協議のあつた下記償還方法の変更についてはこれを承諾し、引き続き保証致します

記

当初の償還方法

償還期限	年	月	日	金額
償還方法	支払期日	金額		
	第1回 年 月 日	円		
	第2回 年 月 日	円		
	第3回 年 月 日	円		

変更後の償還方法

償還期限	年	月	日	金額
償還方法	支払期日	金額		
	第1回 年 月 日	円		
	第2回 年 月 日	円		

第9号様式

債務保証契約変更決定連絡書

(文書番号) 第 号

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日付保証決定番号第 号により保証した〇〇農業協同組合に対する(被保証人の氏名)の債務につき昭和 年 月 日付で申請された償還方法の変更の件については下記の通り承諾し引き続き保証することとしたので通知します。

昭和 年 月 日

鳥取県信用農業協同組合連合会長

〇 〇 〇 〇 殿

記、

当初の償還方法

償還期限	年	月	日	金額	
償還方法	支	払	期	日	円 円 円
	第1回	年	月	日	
	第2回	年	月	日	
第3回	年	月	日		
.....					

変更後の償還方法

償還期限	年	月	日	金額	
償還方法	支	払	期	日	円 円 円
	第1回	年	月	日	
	第2回	年	月	日	
第3回	年	月	日		
.....					

鳥取県告示第三百二十二号

鳥取県農業改良貯金貸付規程を次のとおり定める。

昭和三十一年七月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県農業改良資金貸付規程

(貸付)

第一条 県は、農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百二号。以下「法」という。)同法施行令(昭和三十一年政令第百三十一号)及び同法第四十条の標準資金需要額を定める農林省令(昭和三十一年農林省令第二十四号)に定めるほか、この規程定めるところにより農業者又はその組織する団体に対して技術導入資金を貸しつける。

(技術導入資金の種類及びその償還期間)
第二条 県の貸しつける技術導入資金の種類及びその償還期間並びに法第四条に規定する県が定める額は次の表のとおりとする。

技術導入資金の種類	県が定める額	償還期間
一 保温折衷苗代を設置するために必要な資材の購入に要する資金	保温折衷苗代面積一坪につき六〇円	一年以内
二 耕土培養事業において施用する物の購入に要する資金	褐鉄(溶鉄を含む)、鉍滓、鉍粉又は岩石の風化物で、鉄分を百分十以上含有するものを施用する場合に於ては、その施用する水の一反歩につき一、五、六、六円	三年以内
三 桑園の改植を行うために必要な桑苗の購入に要する資金	桑園一反歩につき三、二四〇円	二年以内
	桑園一反歩につき三、二四〇円	三年以内

2、一 農業者等ごとの貸付限度額は、前項の県が定める額の百分の七十とする。

(借受資格)

第三条 技術導入資金の借受者たる資格を有する者は、
農業者又は次に掲げる条件をあわせ有する農業者の組織する団体とする。

一 農業の改良又は生産を共同又は集团的に行うことを目的として組織された団体であつて実体的活動を現に行つてゐるものであること。

二 団体の規模が農業改良普及事業の対象として適当と考えられる大きさであること。

三 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定を有すること。

(保証人)

第四条 貸付を受けようとする者は、連帯保証人を立てなくてはならない。

2 貸付を受けようとする者が農業者の組織する団体である場合には、その構成員のうち当該貸付に係る資金をもつて能率的な農業の技術を導入する者が当該団体の連帯保証人となるものとする。

(貸付の申請)

第五条 貸付を受けようとする者は、貸付申請書(第一号様式の一、二又は三)に事業計画書(第二号様式)を添え正副二通をその者の住所をその地区内に含む農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十一号)第十條第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行う農業協同組合(以下「農協」という。)を経由して知事に提出するものとする。

2 前項の貸付申請書を受けた農協は、正本を当該農協の地区を含む市町村に、副本を当該農協の地区を含む区域をその担当地区とする農業普及事務所又は蚕業指導所に送付するものとする。

3 前項の市町村は、当該市町村の農業振興上の意見を貸付申請書に添え、知事に送付するものとする。

(貸付の決定)

第六条 知事は、前条第一項の貸付申請書の提出を受けたときは、すみやかに同条第三項の意見を参考として法第八条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付を

行うことが相当であると認めたときは貸付の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付の決定をしたときは、貸付決定通知書(第三号様式)を申請者に交付し、かつその旨を貸付決定連絡書(第四号様式)により市町村長に通知するものとし、貸付をしない旨の決定をしたときは、その旨を申請者及び市町村長に通知するものとする。

(借用証書)

第七条 申請者は、前条第二項の貸付決定通知書を受けつた場合は、借用証書(第五号様式)を第五条第一項の農協を経由して知事に提出しなくてはならない。

(支払の猶予の申請)

第八条 法第十条の償還金の支払の猶予を申請しようとする者は、猶予申請書(第六号様式)に知事が指定する者の証明書を添え、正副二通を償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。)の三十日前までに第五条第一項の農協を経由して知事に提出しなければなら

ない。

2 農協が前項の猶予申請書を受けつたときは、すみやかにこれを知事に提出するものとする。

(支払猶予の決定)

第九条 知事は、前条の規定により、猶予申請書を受けつたときは、これを審査し、猶予することを相当と認めるときは直ち猶予の決定を行うものとする。

2 前項の規定により猶予の決定をしたときは、猶予決定通知書(第七号様式)を当該申請者に交付し、かつその旨を支払猶予決定連絡書(第八号様式)により市町村長に通知するものとし、猶予をしないと決定したときは、その旨を申請者及び市町村長に通知するものとする。

3 知事は、償還金の支払時期を過ぎて支払の猶予をしない旨の決定をしたときにおいても法第十一条の違約金を徴収するものとする。

(事務の委託)

第十条 県は、貸付に係る事務(貸付の決定、一時償還

の決定及び支払猶予の決定を除く。)の一部を鳥取県信用農業協同組合連合会(以下「県信連」という。)に委託することができる。

(申請の手続の特例)

第十一条 知事は、第五条第一項及び第八条第一項の申請につき、当該申請者の住所地をその地区内を含む農協を経由させることができるときは、当該申請者の住所地の市町村又は当該申請者の住所地のも寄りの県信連の支所(出張所を含む。)を経由させるものとする。

附 則

この規程は、昭和三十一年七月二十四日から施行する。

第1号様式の1

〇〇農協受理	番号第	号
	年月日	昭和 年 月 日
〇〇市町村受理	番号第	号
	年月日	昭和 年 月 日

農業改良資金貸付申請書

資金の種類			
貸付申請者の氏名又は名称			
貸付申請者の住所			
借り受けようとする金額			
借り受けようとする時期			
償還期限		年 月 日	
償還方法	支第1回	払年月日	金額 円 角 分
	第2回	年月日	
	第3回	年月日	
連帯保証人	保証額の限度	氏名	住所
			郡市 町大字 番地
計			

鳥取県農業改良資金貸付規程第5条の規定に基づき、上記の通り技術導入資金を貸付願いたく申請します。

昭和 年 月 日
鳥取県知事 殿
住所
申請者 氏名又は名称及び代表者氏名 團

(注) 貸付申請者が団体である場合は、本表に「団体の概要」(技術第1号様式の2)を添付し申請すること。

第1号様式の3

〇〇農協受理	番号/第	号
	年月日/昭和	年月日
〇〇市町村受理	番号/第	号
	年月日/昭和	年月日

農業改良資金貸付申請書

資金の種類					
借り受けようとする金額					
借り受けようとする時期					
償還期限	年	月	日		
償還方法	支払期日		金額		
	第1回	年 月 日	円 円 円		
	第2回	年 月 日			
	第3回	年 月 日			

鳥取県農業改良資金貸付規程第5条の規定に基づき、上記の技術導入資金を連帯して借り入れたく申請します。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿

住	所	氏	名	印

連帯保証人	住	所	氏	名	印

(注) この様式は借受者が連帯して債務を負担する場合の様式であ。

第1号様式の2

団体の概要

名称				
主たる事務所の所在地	郡	町	大字	番地
	市	村		
会員数				
事業の概要				
設立時期	設立	年	月	日
役員の名	役名	(氏名)		
資産の概要及びその他の参考事項				

(注) 定款又は規約を添付すること。

第3号様式

農業改良資金貸付決定通知書

貸付決定番号 昭和 年 第 号

昭和 年 月 日付をもって申請された技術導入資金の貸付

については、下記の通り決定したので通知します。

昭和 年 月 日

借受者 住 所
氏名又は名称及び 殿
代表者氏名
鳥 取 県 知 事 團

記

資 金 の 種 類				
貸付申請者の住所	郡	町	大字	番地
貸付申請者の氏名又は名称				
貸 付 金 額	円			
償 還 期 限	年	月	日	
償 還 方 法	支 払 期 日	金 額		
	第1回	年	月	日
	第2回	年	月	日
第3回	年	月	日	円
連 帯 保 証 人	〇〇〇〇外		〇 人	

第2号様式

事業計画書

1. 総括表

借受者氏名又は名称	施 行 時 期	実 施 面 積	資材の種類	資材量	資材単価	資材購入費の総額	購入費総額の70%	備 考
	月旬	反畝			円	円	円	

2. 資金計画

貸付申請者の氏名又は名称	総事業費	資 金 調 達 方 法		
		農業改良資金	自己資金	その他
		円	円	円

(注) その他欄には農業改良資金以外の借入金補助金等を記入

3. 個人別、実施面積及び所要資金

番号	氏 名	実 施 面 積	所要資金	摘 要
1		反畝	円	
2				
3				
4				
合計				

4. 意 見

	貸付の要否	そ の 理 由
市(町、村)長の意見欄		

第4号様式

農業改良資金貸付決定連絡書

(文書番号)

昭和 年 月 日付 第 号をもって申達

された技術導入資金の貸付については、下記の通り決定したので連絡します。

昭和 年 月 日

所在地

市町村長

殿

鳥取県知事

印

記

貸付番号 決定号	借受者の氏名 又は名称	資金の 種類	貸付 金額	償還 期限	償還方法		連帯保証人
					支払期日	金額	
			円	年月日	第一回年月日 第二回年月日 第三回年月日	円 円 円	〇〇〇〇外〇人
計			円				

(注) この写を農業協同組合長に送付すること。

第5号様式

収入印紙添付欄

〇〇農協受理年月日 昭和 年 月 日
 貸付番号 第 号
 決定年月日 昭和 年 月 日

農業改良資金借用証書

資金の種類							
借受者の氏名 又は名称	住所	郡	市	町	大字	番地	
借入金額	円	償還 期限	昭和 年月日	償還期日 及び 償還額	第一回 年月日	第二回 年月日	第三回 年月日
					円	円	円

本日上記の通り技術導入資金を借用致しました。ついでには、鳥取県農業改良資金貸付規程及び裏面特約条項承知の上、借入金の償還及び支払期日に相違なく実行することを確約致します。

昭和 年 月 日

鳥取県知事

殿

借受者 住所
氏名又は名称
及び代表者氏名

印

上記資金の貸付につき、下名は鳥取県農業改良資金貸付規程及び裏面特約条項承知の上、保証の限度額の範囲内において借受者と連帯して債務の弁済の責に任じます。

連帯保証人	保証の限度額	氏名	印	住所
	円			郡市町大字番地
計	円			

- (注) 1. 「資金の種類」欄には政令に規定してある通り記載すること。
 2. 「連帯保証人」の欄は保証人の数が多く本紙に書ききれない場合は別紙に記載し添付すること。
 3. 「連帯保証人」の「印」の欄はそれぞれの保証人が印鑑証明を行った印鑑を押捺すること。

第7号様式

農業改良資金支払猶予決定通知書

猶予決定番号 昭和 年 第 号

昭和 年 月 日付貸付決定(貸付決定番号第 号)の

技術導入資金については、下記の通り決定したので通知します。

昭和 年 月 日

申請者 住所 氏名又は名称及び代表者氏名 印

鳥取県知事 記

資金の種類				
借受者の氏名又は名称				
借受金額	/			
当初の償還方法	支 払 期 日		金 額	
	第一回	年 月 日		円
	第二回	年 月 日		円
変更後の償還方法	支 払 期 日		金 額	
	第一回	年 月 日		円
	第二回	年 月 日		円

第6号様式

〇〇農協受理 番号 第 号
年月日 昭和 年 月 日

農業改良資金支払猶予申請書

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿

住 所
氏名又は名称及
び代表者氏名 印

昭和 年 月 日付貸付決定(貸付決定番号第 号)の技術導入資金の貸付については、下記の通り支払を猶予願いたく申請します。

記

資金の種類				
借入者の氏名又は名称				
借受金額				
当初の支払方法	支 払 期 日		金 額	
	第一回	年 月 日		円
	第二回	年 月 日		円
変更後の償還方法	支 払 期 日		金 額	
	第一回	年 月 日		円
	第二回	年 月 日		円
変更理由				

(注) 1. 変更理由欄には、災害、疾病、負傷、盗難等による状況を記入すること。

2. それぞれの事由に応じた知事が指定する者の証明書等を申請書に添付すること。

昭和五年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行所 鳥取県鳥取市東町取
刷所 鳥取県鳥取市東町取

第8号様式

農業改良資金支払猶予決定連絡書

(文書番号)

昭和 年 月 日付決定(貸付決定番号第 号)の授

術導入資金については、下記の通り支払の猶予を決定したので連絡します。

昭和 年 月 日

所在地 _____

市町村長 _____ 殿

鳥取県知事 _____ 印

記

貸付決定番号	貸付者の氏名又は名称	資金の種類	貸付金額	猶予後の償還方法				当初の償還方法			
				支払期日	金額	支払期日	金額				
			円	第一回	年 月 日	円	第一回	年 月 日	円		
				第二回	年 月 日	円	第二回	年 月 日	円		
				第三回	年 月 日	円	第三回	年 月 日	円		
計											

(注) この写を農業協同組合長に送付すること。